

法務省民二第274号

令和5年2月13日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

( 公 印 省 略 )

独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の全部移転の登記に添付する委任状について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり独立行政法人住宅金融支援機構から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

住機保発第576号  
令和5年1月30日

法務省民事局長 殿

独立行政法人住宅金融支援機構

理事長

独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の全部移転の登記に添付する委任状について（照会）

当機構の業務に関する登記申請等の手続につきましては、平素よりご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構が申請する抵当権の一部移転の登記に添付する委任状につきましては、令和4年6月17日付け法務省民二第638号のご回答のとおり、取扱いをしているところです。

今般、保険代位又は代位弁済を原因とする金融機関から当機構への抵当権の移転の登記の申請について、一部の金融機関において全部移転の登記を行いたい旨の意向があることから、令和5年4月1日以降、上記ご回答と同様に、抵当権の全部移転の登記の申請に添付する委任状についても、書面の作成に替えて、電磁的記録で作成し、理事長が電子署名を行う方式を採用することを予定しています。

つきましては、この場合の委任状の様式は別紙のとおり、登記の原因日付よりも前の日付で作成されたものとしたいと考えますところ、委任内容が具体性・特定性に欠けるものでないと解される場合には、委任状として有効なものであるとして、登記事務手続上、差し支えないか、照会いたします。

おって、委任状の様式を別紙のとおりとして差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対して周知いただきますよう、お願い申し上げます。

別紙

## 委任状

私は、  
関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、次の登記申請に

記

1. 不動産の表示 後記のとおり 抵当権移転に変更
1. 登記の目的 一番抵当権移転 弁済額を削除 保険代位(又は代位弁済)に変更
1. 原因 令和 年 月 日 保険代位(又は代位弁済)
1. 権利者 東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構
1. 義務者
  
1. 原本還付請求及び受領に関する一切の件
1. 復代理人選任に関する一切の件
1. 登記識別情報通知の受領に関する一切の件

令和 年 月 日 作成日を上記原因日付よりも前となる  
「電子署名を行う日」とする。

東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長

不動産の表示

土地の表示

所在  
地番  
地目  
地積

建物の表示

所在  
家屋番号  
種類  
構造  
床面積

法務省民二第273号

令和5年2月13日

独立行政法人住宅金融支援機構理事長 殿

法務省民事局長

独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の全部移転の登記に添付する委任状について（回答）

本年1月30日付け住機保発第576号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。